

幼保連携型認定こども園の認可にあたっての考え方

審査にあたっては、次の1及び2を満たしているか、の確認をお願いしたい。

1. 認可に係る需給調整について

大阪府子ども総合計画(事業計画)で定める大阪府設定区域(7区域)における教育・保育の量の見込みと供給体制の確保方策の範囲内に収まっているのか。

(審査方法)

- 認可申請における市町村との協議において、市町村から市町村設定区域における需給状況を回答してもらい、市町村子ども・子育て支援事業計画における市町村設定区域の需給調整の範囲内に収まっているのか、収まっていない場合は、大阪府、政令市、中核市の計画で定める上乗せの数の採用状況について審査

2. 認可基準について

法、条例、審査基準等で定める基準を満たしているのか。

(審査方法)

- 事務局において基準を満たしているのかを対象施設ごとにまとめたチェックリストを作成する。施設ごとのチェックリストとそれらをまとめた一覧表を確認し、基準を満たしているのかを審査

<一覧表に掲載する項目(例)>

施設の名称	定員区分	子育て支援事業	学級編制	職員配置	園舎・園庭の面積	保育室等の面積	移行特例の適用状況
●●幼保連携型 認定こども園							
.....							
.....							